

「自転車用ヘルメット」 しか勝たん

自転車用ヘルメット 着用率「19%」 (R4年7月調査)

自転車利用者の**19%**（3,387人中644人）が着用していました。
しかし、中学、高校生以外の着用率はわずか**2.2%**（960人中21人）に留まっています。



ヘルメット着用 努力義務化！

令和4年4月27日から1年以内に自転車に乗る全ての人のヘルメット着用が努力義務になるんだって。

致死率の違い (H28~R2・全国)

ヘルメットをかぶらずに交通事故に遭った場合、着用時と比べて

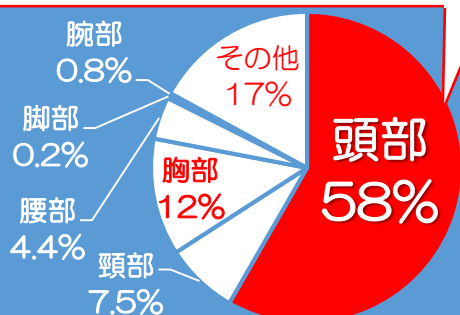
致死率が2.4倍高
なります。



※「致死率」とは死傷者のうち死者の占める割合です。

自転車乗車中事故死者の 損傷主部位 (H28 ~ R2・全国)

やっぱり命を守るためにはヘルメットの着用が重要ね



「特定小型原動機付自転車」 (電動キックボード等)の交通ルール 「現在」と「将来」

「現在」

- ・運転免許…必要（原付免許）
- ・ヘルメット…必要
- ・ナンバープレート…必要
- ・前照灯など…必要
- ・自賠責保険の加入…必要

「将来」（改正道路交通法）

- ・運転免許…不要
- （ただし、16歳未満は運転不可）
- ・ヘルメット…必要（努力義務）

※「特定小型原動機付自転車」とは最高速度20km/h以下の電動キックボード等のことです。

※「特定小型原動機付自転車」に関する規定については、令和4年4月27日から2年以内に、施行されます。

